

新聞報道と雑誌にみる鳥取大震災

田中やよい

はじめに

本稿は、昭和一八（一九四三）年九月一〇日に発生した鳥取地震がどのように報道されたか、またどのように記録に留められたかについて、その概要を紹介するものである。

今年度（平成二五年度）は震災発生から七〇年にあたる。県内では地震に関する再検証の動きがみられたが、従来、戦時下の報道管制が働いたといわれてきたこともあり、報道資料が中心に扱われることは少なかった。筆者は鳥取県立公文書館（以下、当館）が主催した平成25年度特別企画展「鳥取大震災の記録」（以下、企画展）の準備をする中で、死者に関する記録、被災者の動き等の記録が乏しいことに疑問を持った。例えば、鳥取県が発行した『鳥取県震災小

誌』には、死亡者一二一〇人と記載されているが、その根拠となる名簿類は現在不明である。そのため、犠牲になった方々の性別や年齢、居住地も分からぬ状態にある。

そこで、あらためて当時の新聞や雑誌を調べたところ、報道された事柄をもとに、右記のように従来不明だった部分を僅かながらも補完できることがわかった。

本稿では、新聞報道については、日本海、毎日、朝日の三紙、その他の記録については、今回新しく収集した雑誌類を使用した。なお、地震の名称については、地震による被害全般を示す表記として、以降は「鳥取大震災」の名称を用いる。

（1）鳥取大震災の概要

最初に被害概況をまとめておきたい。典拠は『鳥取県震災小

災小誌』（以下、「震災小誌」と「鳥取地震概報」）である。

鳥取大震災を引き起こした「鳥取地震」は、昭和一八年九月一〇日、午後五時三六分に発生した。被害の中心となつた県東部では、マグニチュード七・二、震度六を記録している。震源地は、東京帝国大学地震研究所の調査により、気高郡鹿野町であったことが判明している。

この地震による被害は、死亡者一二一〇人（行方不明者二六人を含む）、負傷者三八六〇人、全壊家屋一三三九五戸、半壊家屋一四一一〇戸におよんだ。また、発生が夕食準備の時間帯であったために、倒壊家屋から火災が発生している。この火災による被害は全焼家屋二八七戸、半焼家屋一〇戸である。さらに、翌一一日夜は豪雨となり、倒壊家屋の浸水や負傷者収容テントの水没などが起きた。

死亡者の大半が家屋倒壊による圧死であり、被害の大きかつた地域は、人家などの密集した鳥取市街地、次いで気高郡内の鹿野町、大正村、湖山村などである。局所的な被害としては、岩美郡小田村（現、岩美町小田）の岩美（荒金）鉱山で沈殿ダムが決壊し、死亡者一人を出した事例があげられる。この六一人のうち二六人は発見されておらず、震災における行方不明者二六人として記録されている。被害総額は、当時の金額で一億六千万円と算出されている。ただし、ここにはインフラ関係（鉄道、電信、電話、

水道、電気等）の被害額は含まれていない。

なお、この地震の約半年前、三月四日・五日に鳥取沖を震源とするマグニチュード六・一の地震（鳥取沖地震）が発生している。おもな被害地域は気高郡浜村町（現、鳥取市浜村）で、地面から多量の水が浸出したという。死亡者は出なかつたものの、家屋の全半壊六六三戸、道路や橋梁等へのひび割れなど、土木関係への被害が見られた⁽²⁾。この際に橋梁等が応急的な補強しか施されなかつたことで、半年後の地震において被害が増大する原因となつたと推察される。

（2）『震災小誌』の内容

前述したとおり、「震災小誌」は、鳥取県の発行した公式記録集である。当初はこれをベースに「鳥取地方震災誌」の編さんがあげられていた⁽³⁾が、戦況の悪化と敗戦を迎えたことで、結局編さんが行われることはなかつた。しかし、現在においても死亡者数や被害関係の統計、復興状況等を知るうえで一級の資料である。

『震災小誌』は、地震発生一周年にあたる昭和一九年九月一〇日に刊行された。執筆者は県警察部特高課長の小橋正男である。表紙に「取扱注意」と印刷されており、当時は県や市、内務省等の関係者のみに配布されたものであつ

たと考えられる。A5判一七二頁にまとめられており、構成は次の通りである。

- ・「序にかへて」「はしがき」「鳥取県告諭第一号」「震禍の全貌」
- ・第一 御仁慈（皇室、宮家、満州國皇帝への感謝）
- ・第二 鳥取県と地震（歴史的地震、今回の地震）
- ・第三 被害の状況（人、家屋、土木、インフラ、各産業の被害）
- ・第四 応急措置（警備、民心安定、救護、罹災者の生活関連、応急資材の手配、インフラ）
- ・第五 軍隊の活動
- ・第六 暖かき救援（義捐金、救援物資、救護、復旧作業）
- ・第七 復興、復興計画の概貌（復興精神昂揚、都市計画、土木関係、各産業、地方税減免）
- ・第八 震禍美談
- ・第九 思ひ出（国民学校児童の作文）
- ・第十 体験から得た教訓
- ・附録（震災日誌、鳥取県地震誌）

全体的な記述の特徴としては、皇室や宮家、内務省をはじめとする国、軍隊への感謝や称賛が強調されていることがあげられる。

会の動きや住民を交えた復興構想が紹介されているが、これらも九月から一〇月にかけて連載されていた「町内会報告書」「復興鳥取を語る」というコラムからの転載である。つまり、県は被災者の生活や町内会の動きなどについては状況を把握できておりらず、その部分は新聞に依拠しているわけである。

(3) 分析方法

以上のような点をふまえ、本稿では新聞報道を中心にして、震災後約五〇日間（昭和一八年九月一一日～一〇月三一日）の状況を検討していく。この期間に限定したのは、およそ五〇日前後で震災関連の特別措置等が終了し、緊急性を感じさせる記載が少なくなるためである。引用した新聞は、地元紙『日本海新聞』、『朝日新聞』と『毎日新聞』の地方版である。

特に震災後の経過については、資料残存状況や『震災小誌』への記事転載などの点から、朝日新聞の地方版を主要な資料とした。掲載された震災関連記事を内容別につぎのように分類した。

- ① 談話等（公人や機関の発表内容）
- ② 復興計画・会議（国、市町村や各種団体による会議など）
- ③ 観察・慰問（被災地への訪問者に関する記事）

「序にかへて」は、武島一義・鳥取県知事が発生当時の状況を箇条書きでまとめたものである。この中で、知事が『震災小誌』発行の意義は「震災の体験を防空体制に活かすことにあるとしている点や、「大学時代に体験した関東大震災⁽⁵⁾」をもとに対策を考えたと述べている点は興味深い。つづく「鳥取県告諭第一号」は、九月一九日に県民に向けて出されたもので、「潔く天与の試練を克服」するよう述べられている。

本文の第一から第七までは、地震発生後一年間で県が集計した被害報告や統計、知事の演説等で構成され、また「第十 体験から得た教訓」の前半部分は、震災直後に知事の発案で編集された『鳥取地方大震災の教訓』と、県警察部部長により編集された『震災より得たる警察活動の指針⁽⁶⁾』から採録されている。

着目したいのは、「第八 震禍美談」「第九 思ひ出」「第十 体験から得た教訓」の後半部分などが、朝日新聞（鳥取版）からの転載記事で構成されていることである。例えば「第九 思ひ出」では、国民学校や高等女学校の生徒が地震について書いた作文や短歌が紹介されているが、新聞からの「転録」であると書かれており、実際に「掲載元」は九月二三日付けの記事で確認できる。

このほか、「第十 体験から得た教訓」の後半には、町内

④ 状況（被害状況、観測記事、事件など）
⑤ 災害復旧・特別措置（復旧関連記事。関連する特別措置等）
⑥ 救援物資・義捐金（救援物資・義捐金に関する記事）
⑦ 救助・救援（災害救助や救援活動、生活支援に関する記事）
⑧ 連絡・告知（犠牲者の発表、配給、公的機関等の告知）
⑨ その他（被災者への取材や小話、美談、社説や連載、コラム記事）

巻末61頁の「別紙1」が、これらの分類をもとに一覧にしたものである（紙幅の関係で、九月一二日分のみを掲載）。また雑誌類については、震災発生後一年間に発行されたものを対象とした（巻末60頁に掲載）。

二 新聞報道

(1) 社会状況

鳥取大震災発生当時の社会状況はどのようなものであったのだろうか。日本海新聞の発行再開は九月一三日であるが、この日のトップ記事は、ニューギニア島の航空戦に関するものであった。一方、一面に掲載された震災関連記事は、中國地方行政協議会長の談話「鳥取県の救援に活かせ隣組精神」のみである。震災がいわゆるトップ記事として扱われた事例は、九月一五日付け「小倉侍従視察」と二二五日、二六日付け「東久邇宮殿下御来島」の三例としかない。多くの場合、国際関係や動員体制に関する報道が優先され、

つぎのような記事が掲載されている。

【国際関係】

九月一八日付 「マダム方面で敵四機墜落」

九月二〇日付 「ム総帥の演説」

九月二七日付 「ビルマに三州編入」

【動員体制】

九月二三日付 「第二国民兵徵集の年齢延長きのふ実施」

九月二三日付 「男子の就職制限 軽易職種へ女子進出」

九月二五日付 「台湾へ徵兵制を施行 昭和二十年実施」

国際関係では、九月八日のイタリア降伏が大きなニュースであった。九月二〇日付けの記事はその続報であり、北部イタリアに亡命政権を樹立したムッソリーニの演説内容を伝えている。九月二七日付けの記事は、ビルマとの間に日緬領土条約を締結したことを報じている。この条約により日本の軍政から独立する形式が整えられた。

動員体制の報道からは、兵員や労働力の不足が読みとれる。

九月二二日付けの記事は、第二国民兵の対象者を召集する制度が定められたことを報じている。第二国民兵とは、同行取材をおこない、一〇月一四日から一四日にかけて連載記事が組まれている。

秋の靖国神社臨時大祭は、戦死者を合祀する大祭であり、一〇月二三日に開催された。県内の戦死者二三〇人は、九月二三日に「合祀予定者」として氏名・写真が一面に掲載された。また、大祭に参列する遺族団について朝日新聞は同行取材をおこない、一〇月一四日から一四日にかけて連載記事が組まれている。

(2) 死亡者に関する報道

冒頭で述べたように、『震災小誌』から震災死亡者の詳細を得ることは難しい。死亡者(一一二〇人、行方不明者二六人を含む)、市郡別の死亡者(鳥取市一〇二五人、岩美郡八三人〔不明二六人〕、八頭郡一人、気高郡九七人、東伯郡四人)・重傷者・軽傷者の人数は掲載されているものの、氏名や性別、年齢等は記録されていないのである。ところが、震災後の新聞には死亡者の氏名が掲載されている。今回は、これを材料として、死亡者の内訳を分析した。〔表1〕は、三紙で確認された掲載日と死亡者数の一覧である。これについて、いくつか補足しておきたい。

第一は、掲載紙によって表記方法が異なることである。『日本海新聞』と『朝日新聞』は、氏名と年齢を記載しているが、『毎日新聞』は氏名のみで年齢の記載はない。

第二は、統柄についてであるが、『朝日新聞』には一部

九月二五日付けの、台湾へ徵兵制施行(昭和二十年)の決定や、一〇月に決定される学生の徵兵猶予停止などと合わせると、戦況の悪化で動員が拡大されていることがわかる。

前後するが、九月二三日の記事は、労務調整令⁽⁸⁾の施行規則が発動されたことを報じている。これは、一四歳以上四〇歳未満の男性を対象に軽易職種(事務補助者、受付係、販売店員、出改札係、車掌、理髪師など)への就職を禁止し、女性の代替就業を定めたものである。その目的は、重工業や兵員への動員を優先することにあり、これは官庁にも運用された。鳥取においては、施行開始が震災復興と重なり、多くの女性が混乱のなかで就業することになった。

同時期の鳥取に関するニュースには、「島根県西部の豪雨災害」「土地改良事業」「秋の靖国神社臨時大祭」がある。島根県西部の豪雨災害は九月二〇日に発生し、死亡者三五一人、流失家屋二三六三戸の被害が出た。震災後まもなく発生したこともあり、当時発行された雑誌などでは「鳥取島根の災害」とまとめて表記されることもあった。

土地改良事業は震災以前から構想されていたもので、米麦等の増産のために県下の一万五千町歩の耕地改良を行う計画であった。震災後、武島知事は「被害甚大とはいへ震災と本問題は別個のもの」として、増産目標値の修正等なく事業実行を決定している。

〔表1〕 三紙の死亡者掲載日と人数

紙名	掲載日	人 数	合 計
日本海新聞	9月15日	275	506
	9月18日	211	
	9月20日	20	
	9月12日	18	
	9月14日	146	
	9月15日	214	
朝日新聞	9月16日	91	492
	9月17日	18	
	9月18日	5	
	9月14日	128	
	9月15日	52	
	9月16日	73	
毎日新聞	9月17日	25	327
	9月18日	4	
	9月19日	17	
	9月23日	28	

の氏名で「〇〇一郎 同人孫△△」といった記載がされている。また、三紙に共通した形式として、同姓が連続記載される際には「〇〇一郎 同△△」と表記されている。この場合、年齢構成等から家族関係が推定可能である。第三は、掲載される震災死者の発表元についてである。『毎日新聞』には、鳥取警察署発表と記載されている。しかし他の二紙にはその記載ではなく、このあたりが三紙の発表数に違いを生じさせているのがもしいれない。

以上の点と三紙の誤記・誤植も含めて同一と推定される人物を名寄せし、さらに氏名から性別を推定して、性別・

年齢別に集計したものが「表2」である。

第四は、掲載の期日である。掲載が最も早いのは九月一二日付けの『朝日新聞』で、最後は九月二三日付けの『毎日新聞』⁽¹³⁾である。公式記録が一二一〇人であるから、三紙ともその半分にも満たない掲載率である。このことについては、確認した紙面が震災後五〇日ということもあり、今後の調査で増える可能性も考えられる。

〔表2〕で確認された死亡者は合計八五二人で、死亡者全体の約七割にあたる。男女別の死亡者数は男性三〇八人、女性五三六人であり、女性の死亡者が多いことがわかる。これについては、①地震発生が夕刻、②主な死因は家屋倒壊による圧死、といった特徴によつて、従来から女性の死者が多いと考えられてきた。また、こうした報告は当時の雑誌等においても確認されている。⁽¹⁴⁾

参考までに、昭和一五（一九四〇）年の鳥取市的人口は、合計四九二六一人、うち男性二三〇五八人、女性二六二〇三人である。これと対比すると、市民のうちおよそ男性の一%、女性の二%程度が亡くなつたと推測される。また、「震災小誌」掲載の鳥取市の死亡者数（一〇二五人）と対比すると、市民全体では一%程度の人々が亡くなつたと考えられる。

世代別の死亡者は、〇歳代が二四五人にのぼり、〔表

〔表2〕 死亡者の類型

性別 年齢	男	女	性別不明	小計
0～9歳	110	132	3	245
10～19歳	27	55	0	82
20～29歳	19	62	0	81
30～39歳	9	45	1	55
40～49歳	21	40	0	61
50～59歳	21	37	0	58
60～69歳	22	44	0	66
70～79歳	21	39	0	60
80～89歳	7	12	0	19
90歳以上	0	4	0	4
年齢不明	51	66	4	121
合計	308	536	8	852

注1 〔朝日新聞〕〔日本海新聞〕〔毎日新聞〕から作成。

注2 重複と考えられる氏名は1名分にして集計。

注3 「年齢不明」は、年齢未掲載および「不詳」表記のもの。

注4 性別は氏名から推定。性別不明は筆者による判断保留と氏名不詳者。

のように扱われたのだろうか。

九月一四日付けの毎日新聞には、「姓名住所不明の十三死体荼毘に 照会は市役所へ」という記事が掲載されている。

鳥取署では震災以来家屋倒壊のため道路通行中死亡した姓名住所不明の死体十三体を掘出し駅前と修立国民学校に安置してゐたが十三日市に死体を引渡し市では人物着衣を記録して同日午後荼毘に附した、心当たりの家族は至急市役所に照会されたり

男性三三・九%、女性六七・〇%である。二〇歳代は八一人で、総数は一〇歳代とほぼ同じであるが、男女比率は男性二三・四%、女性七六・五%と異なつている。男性死亡者の比率は、一〇歳代→二〇歳代→三〇歳代と世代を追うに従つて、三三・一・四%→二三・一・四%→一六・三%と減少している。その背景には、兵員や勤労への動員による不在が考えられる。例えば、兵役期間終了後の四〇歳代では、逆に三四・四%と増加している。

女性においては、一〇歳代→二〇歳代で六七・〇%→七六・五%と増加している。二〇歳代女性は、女性の世代別死亡者数においても〇歳代に次いで多い。⁽¹⁵⁾この世代の多くは家事を担つており、また〇歳代の子育てを行つていたと思われる。これらのことから、震災における主たる死者者は、「乳幼児・学齢期初期の子どもとその母親」という傾向が見えてくるのではないだろうか。

なお、震災死者のうち著名人等（歌舞伎役者の大谷友右衛門、県庁職員、警察官、銀行支店長など）は、個別に記事が掲載されている。これらは原則「表1」「表2」には含めていない。

さて、「表2」では性別・年齢とともに不明とされる人物が四人ほど確認される。これは、掲載記事に「氏名不詳」で発表されたものである。こうした身許不明の遺体は、どう

ここでの姓名住所不明の者は、道路通行中に地震に遭い、家屋倒壊に巻き込まれた事例である。鳥取署は、道路復旧作業で発見した遺体を仮安置し、その後の火葬や身許照会等は鳥取市に移管されていることが分かる。

では、鳥取市による死亡者の把握はどのように行われたのだろうか。これに関する報道は少ない。九月一八日付けの朝日新聞には、「罹災者名簿に一中生の応援」という記事が掲載されている。

鳥取市では罹災者名簿の作成に着手したが、これに鳥取一中生が応援し非常な効率をあげている

さて、「表2」では性別・年齢とともに不明とされる人物が四人ほど確認される。これは、掲載記事に「氏名不詳」で発表されたものである。こうした身許不明の遺体は、どう

「罹災者」が死亡者を含むものであるのかなどの詳細は不明であるものの、鳥取市が罹災者の把握と取りまとめを行っていたことが確認される。⁽¹⁷⁾ 鳥取県による一二一〇人と統計は、こうした市町村作成名簿の集約によつて算出されていったものであろう。

なお、県は葬送に関連して、棺の提供を行つている。

『震災小誌』には、「屍体の処置」という項目が設けられており、ここに、葬送までの県の対応が記載されている。

それによると、棺の提供は武島知事の被災体験（関東大震災）に基づく発案であり、一〇日夜（発生当日夜）には棺

作成のために大工七〇人と木材を手配させたという。作成された棺は、警防団等を介して無償配布されたようである。

また、葬送については一一日から一三日までの三日間、大規模に行われたと記されている。その際「火葬従事要員の欠乏」は「帰還軍人中第一線での経験者」で補つたと述べられている。『震災小誌』は、「市町村をして能ふる限り鄭重に取扱はしめることとした」と述べており、さきの記事もあわせて考えると、葬送を実際に執り行つたのは、各市町村であると判断される。

こうした動きとは別に、鳥取市内の町内会が独自に遺体収容や身許確認、さらに葬送を行つた事例も確認されている。九月二九日付けの朝日新聞「町内会報告書」という連

載コラムには、「罹災者の始末をまつ先きに 薮片原町」という記事が掲載された。

（前略）先づ第一にやつたことは屍体の取片づけだつた。一人々々検視を受けて居てはとても時間がかかるので町会の連名で市役所と赤十字の証明を貰つて近郊の農村から藁や薪を買つて火葬にした。（後略）

薮片原町は家屋密集地のために被害が大きく、この時点でも未収容の遺体が残されていたと述べられている。この事例からは「町会の連名」で届け出ることで、特例的な措置が認められていたことがうかがえる。また、「近郊の農村から藁や薪を買つて」と記されていることから、葬送関連の物資は独自に入手する必要があつたようである。この時期の新聞告知欄には、骨壺の入手方法や冠婚葬祭用品（酒、砂糖、白布）の特配に関する記事が掲載されている。⁽¹⁸⁾

では慰靈はどのように行われたのだろうか。新聞を確認する限り、大半の慰靈が仏式で行われている（告知欄には「仏式で挙行」と記載されている）。

公的団体による慰靈祭は、一〇月一〇日の県市共催震災犠牲死没者合同慰靈祭をはじめとして、同月一四日の鳥取市立高等女学校の慰靈祭、一五日の鳥取県立高等女学校の

慰靈祭、二四日の安田銀行葬、二八日の岩美鉱山合同慰靈祭などが確認される。開催時期としては、震災一ヶ月後以降が多いようである。

その関係であるのか、震災後、鳥取には多くの仏教関係者が訪れている。⁽¹⁹⁾ 九月二〇日、天徳寺において鳥取仏教連合会主催の宗派連合慰靈祭が開催されたのをはじめとして、震災一ヶ月後には、各宗派で独自に追悼法要が行われている。

なお、朝日新聞鳥取版を確認した限りでは、慰靈祭に関する記事は告知欄のみに掲載され、一〇月一〇日の県市共

催の合同慰靈祭を除いて、取材された事例は見られない。西本願寺は、東本願寺、知恩院とともに一一日朝に慰問を行われたのだろうか。ここでは、宗教団体による託児所の設置について、新聞報道と雑誌記事などから見ていきたい。

一例目は、西本願寺による託児所設置である。九月一二日付けの朝日新聞には「西本願寺の慰問」という記事が掲載されている。

西本願寺一工藤社会部長ほか三名を第一陣とし第二陣に同派保母養成所の保母を順次派遣、託児所を急設する

この時期には、前述したとおり「靖国神社臨時大祭」の遣族団が東京へ出発しており、一四日から二四日までは、その取材記事に多くの紙面が割かれている。同紙面上で対比するとき、「軍神」と「震災死亡者」では、明らかに前者に重きがおかれていることが分かる。

（4）託児所の設置

前項では、震災死亡者の内訳について検討した。その中で、鳥取大震災における主要な死亡者は「乳幼児・学齢期初期の子どもとその母親」であることが分かった。では、助かつた子どもや母親に対しては、どのような救援活動が

両紙の記事をあわせて考えると、九月一五日に到着した

京都市西本願寺では去る十五日から同寺院挺身隊四十名が来鳥し市内真教寺その他二ヶ所で託児所を開設したが十九日から各託児所に四十名乃至五十名の乳幼児を収容し紙芝居や童話などを聞かせ罹災民父兄から感謝されてゐる

「第二陣」が、保母で編成された⁽²²⁾、「挺身隊四十名」であり、市内三ヶ所（真教寺ほか）に託児所を開設したと考えられる。各託児所に四〇から五〇名の乳幼児を収容していた、

という記述から一〇〇名以上の乳幼児を預かっていたと考えられる。ただし統報は見られないため、運営状況の詳細は不明である。

二例目は、鳥取教会による無料託児所の設置である。これは、日本キリスト教団から派遣された賀川豊彦の主導で進められた活動である。これに関する朝日新聞の報道は、九月一五日付けの「臨時託児所開設 賀川豊彦氏来鳥」という記事が初出である。

賀川豊彦氏は日本キリスト教団を代表して鳥取に来県、県市当局を訪問、罹災者の幼児を預かる託児所開設について検討を重ねたが、とりあへず十五日から鳥取市西町南窓館に臨時託児所を開設することになった、保母二十名を置き無料で三歳以上学齢までの幼児を預かり希望によりこのほか市内数箇所に開設する計画もたてられてゐる。

南窓館とは、鳥取市西町の日本キリスト教団鳥取教会の幼稚園である。この活動については、賀川が「鳥取震災の一七日の紙面には、つぎの記事が掲載されている。

無料託児所二ヶ所開く

震災直後から鳥取郡西町南窓館では無料託児所を開設、めざましい救援々護活動を続けてきたがさらに二十四日から寺町日本製糸跡バラックと末廣通り鳥取国民職業指導所南側に無料託児所を開き舞鶴鎮守府司令長官新見中将令嬢喜代子さん（二〇）ほか十数名の女性奉仕隊が毎日午前八時から四時まで乳児および学齢までの幼児保育にあたつてゐるほか救護看護婦も出勤、罹災者の衛生に万全を期してゐる。

「乳児および学齢までの幼児保育」と書かれているよう

に、託児対象も〇歳から六歳までに拡大されている。「回顧」には、「基督教女子青年団の同志達が送つてくれた奉仕者は乳児部」を受け持つ、「阪神地方の保母伝習所から奉仕に來てくれた学生諸君は無料託児場を担任」とあり、年齢別で担当が分けられていたことが分かる。

この託児事業は一二月で終了している。「回顧」には、「物

回顧」（以下、「回顧」という記事を「厚生問題28」（社会事業社）に発表しているほか、日本基督教女子青年会の雑誌

や、大政翼賛会厚生部主事の牧賢一による記事⁽²³⁾で言及されており、支援の状況などを具体的に知ることができる。

「回顧」によると、賀川は九月一一日夜に東京を出発し、一三日午後に到着している。山陰本線を利用したが、当時、山陰本線は香住（兵庫県）—赤崎（鳥取県）間など合計一〇六kmが被災していた。そのため賀川は、香住駅以降の区間を徒步で鳥取に向かっている。到着したときには、東京から一日遅れて出発した助手が先着していたという。助手は、岡山経由で津山線・因美線を利用して鳥取に入ったようである。因美線は山陽との連絡線として、被災区間三九kmの復旧が優先的に行われ、一二日午後五時に強行開通されている。助手が利用したのは、復旧直後であったと考えられる。

この託児所の利用者は、当初それほど多くなかつたようである。「回顧」によると、開設日に受け入れた児童は一八人であった。また十月頃に被災地入りした大政翼賛会厚生部主事の牧賢一は、「毎日十人余りの子供が利用してゐるに過ぎないと言ふ」と述べている。⁽²⁴⁾

牧はその理由として、「之れ等の施設は災害後相当日を経てから必要を感じて来る問題」であり、復興作業が進展

するなかで利用が増えるのではないかと述べている。

利用者の増加については不明であるが、バラックの建設が始まる、新たに二ヶ所の託児所が開設された。一〇月

足、生活物資等の不足、栄養問題（市から食料配給を受けたもの、ビタミン類等が不足）なども指摘されている。全体として、物資不足の影響を受けていたことがうかがえる。

なお、この二例のほかにも託児所が設置されていた可能性がある。一〇月二四日付けの朝日新聞には、つぎのような記事が掲載されている。

神戸キリスト教青年会員は二十三日来鳥、同夜西町南窓館、寺町、宮長、富桑の各バラック内託児所で慰問会を催し紙芝居、童話、唱歌などで幼児らを大喜びさせたが（後略）

ここであげられた託児所のうち、西町（南窓館）と寺町は賀川らの開設したものであるが、他の二ヶ所の運営者は不明である。さきに紹介した牧賢一は、県が「市内一〇ヶ所、市外二〇ヶ所の臨時託児所開設の計画」をたてていると述べている。⁽²⁵⁾これについては、県が一〇月一四日に作成した「震災対策費及財源調査」において、「育児舎建設費」や「保

育所設置費」を費目にあげていることが確認されるが、その後の展開は不明である。

これらの計画まで含めると、震災後、託児所に対する需要はある程度あつたと考えられるのではないだろうか。また、その背景として、二〇歳代女性の死亡や、復興作業への女性の動員などとの関連が考えられる。被災地における女性や子どもの動向については、不明な部分もあり、これらについては今後の検討課題としたい。

(5) 情報伝達と流言飛語

冒頭で述べたように、鳥取大震災は「戦時下の報道管制が働いた」と伝えられることが多い。実際にはどうであったのか、鳥取大震災に関する情報伝達の状況を整理しておきたい。

内務省警保局に第一報が入ったのは、地震発生の四〇分後、九月一〇日午後六時二〇分で、大阪府からの「関西地方で地震が発生した」という報告であった。⁽²⁸⁾震源等が鳥取であることは、午後八時の第二報以降で報告されている。

全国紙の第一報は、九月一日の朝刊である。「朝日新聞」では第三面に「鳥取市激震」という記事を掲載しており、鳥取県の発表として「死傷者が多数にのぼる見込み」といった発表がなされている。なお、同日の鳥取版(第四

面)には震災に関する報道見られず、鳥取版での地震報道は、一二日以降となる。⁽²⁹⁾

地元紙『日本海新聞』は、工場倒壊のために九月一三日にようやく朝刊を再開した。これは岡山市にある「合同新聞社」で代行印刷されたもので、以前から締結されていた非常時相互援助契約によって取られた措置であつた。⁽³⁰⁾

地震発生は海外の戦地にも伝えられている。一〇月一三日付けの朝日新聞には、出征した警察官からの震災見舞文が紹介されている。この中で、陸軍軍属として北ボルネオにいる警察官は「二日目に震災をきく」と書いており、九月一二日に知ったことが分かる。また南方戦線に出征した警察官は、「翌日の午後に知りました」と述べている。南方戦線については、ニューブリテン島で九月一一日に「ガリ版刷りのニュース速報」で地震の発生を知ったという記録もある。場所により一概には言えないものの、南方戦線では九月一一日に伝わっていた地域が確認される。これは朝日新聞全国版の第一報と同日である。

一方、地震発生が伝えられた戦地に対して鳥取から状況を知らせる動きも見られる。九月一九日付けの朝日新聞には、「前線へ状況を知らせませう」という題名で、視察に訪れた後宮中部軍司令官と、武島知事のやりとりが記されている。

取連隊区司令部が出征軍人宛電報を無料扱いすることを決定したと報じている。

(前略) 武島知事が軍人遺家族の援護と出征軍人に災害状況の適当な伝達方を依頼したのに対しても、『軍人援護会にこちらから話しておかう、前線にある鳥取出身将兵には適当な方法で震災の状況を知らしてあげませい』と快く引受け(後略)

また県警察部も、出征警察官に被災地の状況を知らせていたようである。先に紹介した出征警察官からの震災見舞文(一〇月一三日付け・朝日新聞)が掲載された記事の前半には、つぎのような記述が見られる。

『鳥取震災で警察官は前線兵士に負けない取闘をしました…』と当時の活躍状況を記した手紙が県警察部から前線で活躍中の応召警察官に発送され各勇士の家庭状況などもこまかく記し、『勇士よ銃後は引受けた』と激励した

ここでは「各勇士の家庭状況」が記されていており、鳥取にいる家族の安否情報が知らされていていたことが分かる。また、被災者個人から出征軍人への連絡にも便宜が图られていたようである。九月一四日付けの毎日新聞は、鳥

①内容は「それ程悪質なものではなく、地震の再来を

予言、憶測するものが大半であった。

②影響力は「相当広範囲に亘って」おり、信憑性を持つて伝えられたため、「相当の不安動搖を惹起したこと

は否定できない」ものであった。

③デマの実害として「避難中の老人といたいけなその孫とを焼死せしめるに至らしめた様な事案」があつた。⁽³¹⁾

①つぎの地震は米子・松江で発生する(北但馬地震(大正一四年)以来、発生地域が西へ移動しているため)。

②地震の原因は「件(人面の牛)」の誕生によるものだ。

③地震のあとに噴火か津波が来る

④もう一度大きな地震が来る。(今回の地震は、三月の地震から二度目の地震にある。「一度あることは三度ある」ため)

⑤(一〇月)八日に大地震が来る
デマについて、朝日新聞では、流言によつて「拘留」「科料」処分を受けた事例が確認された。拘留に関する記事は、一〇月八日付けでつぎのような内容である。

科料で拘留
米子署では鳥取地方の震災後間もなく根もない流言を流布するものがあり関係者を取調中のところ被疑者はいづれも婦人と判明、六日その中三名を五日ないし三日間の拘留処分にしたが相当知識階級の夫人も加はつてをる

科料については、一〇月一二二日付けで、西伯郡(現在の境港市内)の女性が、地震に関する根もない流言を流布したため境署で科料に付された、という内容である。二件ともに、「流言」の内容は明らかにされていないが、いずれも被災地から離れた県西部で発生している。

おわりに

に対して、できるだけ正確な情報を提供することで、彼らの心配事を取り除く目的があつたと考えられる。その一方で、被災地域以外で発生しているデマ等にも厳しく取り締まりを行つていていることも分かつてきた。

武島知事は『震災小誌』において、つぎのように刊行目的を述べている。

空襲必至の情勢から鳥取震災対策を、空襲の復興対策の雛型を作るつもりで始めから努力した。政府や世間もそのつもりで見てゐた様だ。それだけに深く責任を感じ対策に遺憾なきを期したつもりである。

「空襲必至」という言葉は、『震災小誌』には頻繁に使用されている。『震災小誌』は、「空襲の復興対策の雛型」とする観点から編集されたことで、被害状況等の数値化にや重きが置かれたのではないだろうか。本稿で見た新聞や雑誌は、『震災小誌』に記載されることのなかつた鳥取大震災の別の側面を提示しているように感じられる。

【注】

(1) 「昭和一八年九月一〇日鳥取地震概報」(中央気象台、昭和

本稿では、主に新聞記事と雑誌を利用して鳥取大震災についての検討・分析を試みた。再度整理を行つておく。

第一は、地震発生の事実が、国内では翌日に報道されていることである。また、戦地においても、場所によつては国内報道と同日に伝わった地域が確認される。つまり、地震発生の事実そのものは、報道規制されていないと考えられる。ただし、今回確認した新聞には、被害状況を撮影した写真は一切掲載されていない。³³これは意識的に未掲載とした可能性が考えられる。

第二は、従来言及されることのなかつた、死亡者の詳細を明らかにしたことである。今回、三つの新聞から八五一名の死者を確認することができた。また、その性別・年齢を検討した結果、〇歳代の子どもと二〇歳代の女性に被害が集中していることが判明した。死亡者に関する諸手続きは各市町村によつて行われ、場合によつては、町内会が身許照会等の主体となつて活動していたことが分かつた。また、子どもや女性に対する救援として、鳥取市内では、寺院や教会などを中心に託児所が運営されていたことが確認できた。

第三は、被害情報の伝達についてである。鳥取県は、出征者に被害の状況や家族の安否等を積極的に伝えていることが分かつた。これは、報道等で被害状況を知つた出征者とが分かつた。

一八年一一月)。

(2) 前掲書によると、県有建物五五五二八円、土木関係六八七六八円の被害が出た。

(3) 『昭和十九年震災一周年記念行事関係』(当館所蔵)より。

(4) 武島一義(一八九九年(一九九五年)、福岡県出身。鳥取県在任は、昭和一八(一九四三)年七月から昭和二〇年四月。

(5) 関東大震災は大正一二(一九二三)九月一日発生。鳥取大震災の二〇年前であり、武島は、東京帝國大学四年時であった(秦郁彦編『日本官僚制総合事典』東京大学出版会、二〇〇一年)。

(6) 二冊とも未見。『震災小誌』一二〇頁には、「夫々関係方面へ発送した」との記述がある。

(7) 当時のビルマ大使は、鳥取県出身の外交官澤田廉三であった。

(8) 労務調整令は、昭和一六(一九四一)年一二月八日公布の勅令。労働力流失の防止を目的に、労働者の退職・転業を禁止した。

(9) 一〇月二八日付けの朝日新聞「闘ふ常会(2)男子の活動に刺激される新職場に登場した国鉄女子従業員たち」という記事には、震災後に鳥取駅で勤務はじめた女性が登場している。雑誌は、『震災小誌』に記載されることのなかつた鳥取大震災の別の側面を提示しているように感じられる。

(10) 「鳥取・島根地方災害に關する座談会」(『道路六(1)』、日本道路技術協会、昭和一九年二月)

九月二三(日)付け)

(11) 「土地改良には万難を克服 市町村長会議の決議」(朝日新聞

(12) 三紙の間で重複が確認される事例と、同一紙で重複掲載され

ている人物が確認される事例がある。各紙で氏名表記が食い違う人物（例 山田→山川、恭→恭子など）について、前後関係や年齢等が一致すると推定された場合は、同一人物とした。性別については、三紙の名前表記を参考に判断している。

(13) 九月一四日付け『毎日新聞』の死亡者氏名欄には、「昨報続き」と記載されているが、九月一〇日～一二日の同紙・鳥取版を確認した限りでは、死亡者氏名は掲載されていない。

(14) 永井純三「鳥取地方震災救護に就て」（『日本医事新報一一二』）（日本医事新報社、昭和一九年一月）、近藤泰夫「土木」（『道路六（二）』）（日本道路技術協会、昭和一九年二月）など。

(15) 男女全体の世代別においても、年齢不明を除いて〇歳代の女性、男性に次いで三番目が多い。

(16) 『震災小誌』によると、県は、倒壊家屋で塞がれた市内道路の復旧を優先事項として、一日から昼夜連続で作業をおこなっている。

(17) こうした名簿作成に学生が関わる事例は、関東大震災における学生ボランティアの「避難民カード」作成などの先例がある（北原糸子『関東大震災の社会史』朝日新聞出版、二〇一一年）。

(18) 骨壺については「お知らせ 罷災者の皆様へ」（朝日新聞、九月一八日）。冠婚葬祭用品（酒、砂糖、白布等）については「お知らせ」（同、九月一四日、一〇月七日）など。

(19) 朝日新聞鳥取版の九月一二日から九月二〇日（宗派連合慰靈祭開催日）にかけて、東本願寺、西本願寺、知恩院、曹洞宗管長、天台宗慰問使、高野山金剛峯寺、黄檗宗宗務総長など、各宗派の本山関係者の来鳥が確認される。

(19) 朝日新聞鳥取版の九月一二日から九月二〇日（宗派連合慰靈祭開催日）にかけて、東本願寺、西本願寺、知恩院、曹洞宗管長、天台宗慰問使、高野山金剛峯寺、黄檗宗宗務総長など、各宗派の本山関係者の来鳥が確認される。

(20) 本派本願寺保母養成所（現、京都女子大学の前身）の学生で編成されていたと思われる。

(21) 「鳥取へ託児所のお手傳ひ」（『女子青年界40（6）』日本基督教女子青年会本部）、牧賢一「鳥取震災の教へるもの—保健厚生問題を中心として—」（『済生 昭和十八年十一月号』済生会）。

(22) 牧賢一、前掲注（21）。

(23) 牧賢一、前掲注（21）。牧は、賀川の施設というよりも託児所全般について需要が低いと述べている。真教寺など、他団体の運営する託児所を見ていたのかは不明である。

(24) 「昭和一八年震災關係綱」（当館所蔵）には、鳥取市長から県知事に出された「給食申請二閑スル件」（九月二二日）が綴じ込まれている。これは、諸団体への食料の無償提供を申請したもので、「南窓館託児所 一日平均人員一〇西町」という記載がある。

(25) 牧賢一、前掲注（21）。

(26) 「昭和一八年震災關係綱」（当館所蔵）所収の資料より。託児所について、『震災小誌』には記述がない。

(27) 外務省外交史料館蔵『本邦震災及救護關係雑誌』第一巻より。

(28) この新聞報道に先行して、震災の情報は報道されていた可能性がある。九月一二日付けの朝日新聞には、朝日新聞京都支

局に「二一日朝にいち早く」寄託された義捐金についての記事が掲載されている。

(29) 「新聞発行対策」『震災小誌』四三頁。

(30) 馬野勇『ラバウル要塞未だ玉碎せず』（富士書店出版、一九九七年）九〇頁。歌舞伎役者の大谷友右衛門死亡の情報も付記されていたと述べられている。

(31) 『震災小誌』三八頁。これによると、知事告知は地震直後の一〇日夜に作成され、徹夜で五〇〇枚の謄写版印刷が行われた。一一日朝から警察官が各集団避難所に配布したという。

(32) 今回調査した新聞において、これに該当する報道は確認できなかつた。

(33) 三紙ともに、侍従や内務大臣の視察写真は掲載されている。『毎日新聞』は、地震関連の記事に写真を添付しているが、人物を中心に撮影しており、倒壊家屋は写っていない。

(34) 三紙ともに、侍従や内務大臣の視察写真は掲載されている。『毎日新聞』は、地震関連の記事に写真を添付しているが、人物を中心に撮影しており、倒壊家屋は写っていない。

【参考資料】

・『本邦震災及救護關係雑誌』第二巻（外務省外交史料館蔵）

・『昭和一八年九月一〇日鳥取地震概報』（中央気象台 昭和一八年一月）

・『昭和一八年震災關係綱』（当館所蔵）

・『昭和十九年震災一周年記念行事関係』（当館所蔵）
・『鳥取震災小誌』（鳥取県 昭和一九年九月）

【新聞】

・朝日新聞全国版（昭和一八年九月一一日、九月一二日）
・朝日新聞鳥取版（昭和一八年九月一一日～一〇月三一日）
・毎日新聞鳥取版（昭和一八年九月一一日～一〇月三一日）
・日本海新聞（昭和一八年九月一三日～九月二〇日）

【雑誌】

・日本基督教女子青年会本部「鳥取へ託児所のお手傳ひ」（『女子青年40（6）』日本基督教女子青年会本部、昭和一八年九月）
・牧賢一「鳥取震災の教へるもの—保健厚生問題を中心として—」（『済生 昭和十八年十一月号』済生会、昭和一八年一月）
・永井純三「鳥取地方震災救護に就て」（『日本医事新報一一二』）
・日本医事新報社、昭和一九年一月
・近藤泰夫「土木」（鳥取、島根地方震災に關する座談会）（『道路六（二）』日本道路技術協会、昭和一九年二月）
・鳥取、島根地方震災に關する座談会（『道路六（二）』日本道路技術協会、昭和一九年二月）

〔別表1〕朝日新聞に掲載された震災関連記事

日付	経過日数	分類	見出し
九月一二日	2	談話等	・鳥取市部は地盤が弱い ・食糧の手配十分 ・災厄にひるむな 芋類がどしどし ・復興の大綱樹つ ・復興の大綱樹つ 資材の急送を申請 ・鳥取市部は地盤が弱い ・食糧の手配十分 知事談 安んじて復旧に ・災厄にひるむな よい試練とせよ 川上中部第四十七部隊長談 芋類がどしどし 心配するな、と 食糧管理局で声明
		復興計画・会議	
		視察・慰問	・各省から調査官 ・鳥取県内に救援対策本部
		災害復旧・特別措置	・食糧飲料水はもう大丈夫 震災対策本部で万全の対策老幼婦女子は親戚へ待避 ・主な被害建物／倒壊家屋は主に自抜の通り ・本社鳥取支局震災に包まる ・昨朝九時ヤット下火 ・松崎駅前で数戸倒壊
		救援物資・義捐金	・因美線智頭駅にて原野特派員発 ・各銀行とも特別払出し ・中国各県挙つて救援に乗出す ・衣類五百枚を広島から贈る ・学用品を調達 岡山の親心
		救助・救援	・罹災者へ炊出し／・通信の救援隊 三班編出 ・両本願寺等の慰問（東本願寺 西本願寺 知恩院） ・松江市から見舞金／・義捐金 京都支局寄託 ・薬品の急送をもとむ 陸海路から救護機関繰込む ・相踵ぐ救難船 ・沿道の人々ら嬉し涙で迎ふ 岡山の救護班
		連絡・告知	・岡部安田銀行支店長の経歴 ・頭がさがる農民の姿 ・市民も必死で復旧に活躍 ・隣保精神はこの時こそ一。こころ強い広島の救援 ・兵隊さんの姿が神様のやう ・県技手の罹災第一報 因美線智頭駅にて原野特派員発
		その他	